



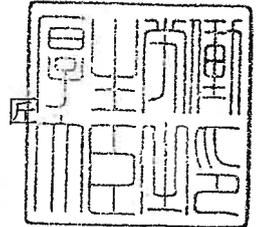
厚生労働省発基0311第2号

平成31年3月11日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 給付基礎日額の算定に用いる数値に係る改正

労働者災害補償保険の給付基礎日額の算定にあたっては、厚生労働省において作成する毎月勤労統計（以下「毎月勤労統計」という。）における労働者一人当たりの毎月きまつて支給する給与を用いることとしているところ、「再集計値」及び毎月勤労統計を基礎として作成した「給付のための推計値」を用いることができるよう改正するものとする。

二 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引上げ

(一) 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十六万五千五百円（現行十万五千二百九十円）に、介護に要する費用として支出した費用が月額七万七千九百九十円（現行五万七千九百九十円）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額七万七千九百九十円（現行五万七千九百九十円）に改める

こと。

(二) 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額八万二千五百八十円（現行五万二千六百五十円）に、介護に要する費用として支出した費用が月額三万五千四百円（現行二万八千六百円）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額三万五千四百円（現行二万八千六百円）に改めること。

三 時間外労働等改善助成金の見直し

労働者災害補償保険法施行規則第二十八条第一項の時間外労働等改善助成金の支給要件における勤務間インターバルが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律第六条による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第二条第一項の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定であることを明確化するため、所要の改正を行う。

第二 旧炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けている

者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額七万七千九百円、五万三千九百円又は三万五千四百円（現行五万七千九百円、四万二千八百九十円又は二万八千六百円）に、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十六万五千五百円、十二万三千八百六十円又は八万二千五百八十円（現行十万五千二百九十円、七万八千九百七十円又は五万二千六百五十円）に改めること。

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金について給付基礎日額を基礎として支払われた額に不足が生じる場合に、当該不足の額及び当該不足の額に厚生労働大臣が定める率

を乗じて得た額を支給するために所要の規定の整備を行うこと。